

高知県商工団体連合会 NO.945(52-22)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kousyouren.jp/

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

県の新制度 = 時短対応臨時給付金の活用すすめよう

■2021年 春の拡大運動 (1/1~2/7現在)

	拡大			大		成果
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	3	1	2	0	0	2
香美郡	8	4	1	0	0	7
南国	4	0	1	0	0	3
高知	7	3	2	2	0	5
仁淀川	0	1	1	0	0	1
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	2	1	0	0	0	2
計	24	10	7	2	0	20

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■昨年3月末と今年2月7日との差

	読者	会員	共済				
			総加入者	民商会員	配偶者	婦人	青年
安芸	+10	-1	+3	+3	-1	-1	0
香美郡	+3	+6	-3	+5	+6	+1	-2
南国	+1	-3	-7	-2	-1	-1	0
高知	+24	+17	-40	-21	-12	-9	-2
仁淀川	+1	+4	+4	+2	+1	+4	0
須崎	+11	-2	-3	-1	-1	0	0
中村	+10	0	-5	-2	-3	+1	0
計	+60	+21	-51	-16	-11	-5	-4

1月11日読者、会員とも増勢に
1月の拡大は、読者14人、
会員6人の純増となりまし
た。入会者の相談は、税金相
談とコロナ相談が主です。
昨年の1月は、読者7人、
会員2人の減少でした。
香美郡では、持続化給付金
等のサポートをしていた会
員さんの息子さん、申告相
談もあり入会しました。

営業時間短縮要請対応 臨時給付金について

県と意見交換



2月9日、県経営支援課と意見交
換を行いました。高山健夫県連常任
理事、入江県連事務局長、牧高知民
商事務局長が参加。中根さち県議(共
産)、岡田芳秀県議(共産)にも同席し
ていただきました。

左記、要望書の内容で意見交換し
ました。県の主な回答。
●対象事業者は幅広く認める
「産直店への客が減少し売上が

減少した農家」など、間接的影響
は幅広く、性善説の立場で認め
る。「訪問セールスができず売上
が減った」「密を避けるため工期
が伸び売上が減少した」なども、
対象になる可能性はあるので申
請してほしい。

●売上減少証明は全ての税理士可
認支援機関となっていない
税理士の証明でもよい。
○追加要望
市町村、行政書士の証明も可
能にしてほしい。

●事業承継も柔軟に対応する
今年1月に事業承継した方も
含め、柔軟に対応するので相談、
申請してほしい。

●今年1~3月対象の制度も
1月、2月、3月を対象とした
制度も来週発表する予定なので、
待つてほしい。

「コロナの影響さらに深刻に

高知のアンケート調査「ひとこと」より

○前年の売上がないので、な
ににもあてはまらない。前
年がない場合は、見捨てら
れるのか? なんとかして欲
しい。(造船業)
○持続化給付金は助かりま
すが、収入として申告する
のは大変だと思う。(美容
室)

○飲食業だけでなく、全企
業、業者、個人に協力が
行き渡る様にならないと潰れ
る業者が出てくると思いま
す。(建設業)
○とりあえずインボイスやめ
て!! (軽運送業)

○融資を受けている分コロナ
前いままでの金利の引き
上げは、金利なしでお願いした
い!(飲料販売)
○昨年は、持続化給付金で
救われたが、昨年からコ
ロナの影響で仕事が減り、
年明けてからも全く仕事
がなく、存続が危ぶまれて
います。(土業)

○イベント業への支援をもっと
考えて欲しい。(イベン
ト業)
○消費税の見直し(0に!)
(不動産業)
○消費税を一律、5%に戻し
てほしいです。(食品販売)
○国保、介護保険料が高い。
安くして下さい。(飲食業)

新たな制度も活用し、営業を続けよう

県の政策
2月下旬以降
支給開始

**「営業時間短縮要請
対応臨時給付金」**

国の一時金よりも要件が緩和され、幅広い業種を対象に支援

法人 売上減少額以内で 支給額 上限40万	個人事業者 売上減少額以内で 支給額 上限20万
---	--

●対象 昨年12月の売上が前年比▲30%以上減少し、①時短要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引がある事業者 ②時短要請や12/9からのステージ特別警戒に伴う外出・移動の自粛により、直接・間接的な影響を受けた事業者(ほとんどの業種が対象) ※ただし、時短要請対象事業者は除外

●相談窓口 TEL 088-823-9875
●申請受付 2月中旬~4月中旬(予定)

●県連が運用、制度改善を求め追加の要望書提出
2月5日に、今回の臨時給付金について、下線部分について追加要望しました。

- <要望書>
今般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職のご尽力に敬意を表します。
今回の臨時給付金を歓迎します。運用、制度改善について、以下要望いたします。
- 1、売上減少幅を「20%以上減少」に拡大してください。
*昨年、各市町村が実施した支援給付金等はその多くが「20%以上減少」を対象としました。
 - 2、給付金額を引き上げて下さい。国は一時金の支給額を法人60万円、個人30万円に引き上げます。県の給付金も同様に引き上げて下さい。
 - 3、申請受付締切前の令和3年1月、2月、3月も対象月としてください。
 - 4、令和2年12月以降に事業承継した事業者も対象にしてください。
個人の場合、税務申告の関係で1月に事業承継する場合があります。
 - 5、売上減少等の証明申請書について、「認定支援機関」の証明は不要とし、提出する売上帳等で審査・判断してください。
 - 5、国に対して、持続化給付金の再度の支給を求めてください。